

「合理的配慮」を
知っていますか？

あなたなら どう考えますか？

みなさんが共に暮らす街中や公共交通機関など生活の様々な場所で、周囲からの配慮や支援を必要としている人々がいます。そのような場面に遭遇したとき、あなたなら、どのような支援ができるでしょうか？



みんなが暮らしやすくなるには？

わたしたちの身の回りには、障害のある人、高齢者、妊娠中の人は、外国人、そのほか様々な人々が暮らしています。みんなにやさしい、みんながやさしい社会でありたいですが、今の社会はこうした人々にとって暮らしやすいのでしょうか。みんなが暮らしやすくなるには、何が必要でしょうか。

障害者差別解消法

障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目として、障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）という法律があります。

この法では、障害のある人に対する、「不当な差別的取扱い」の禁止と、「合理的配慮」の提供を求めてています。

この法を進めることで、障害のある人とない人が実際に接し、関わり合う機会が増えると思います。

こうした機会を通じ、障害のある人との人が、お互いに理解し合っていくことが、「共生社会」の実現にとって大きな意味をもちます。

障害を理由とする差別って？

障害を理由とする差別とは、障害のある人に対する、**不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供**です。

不当な差別的取扱い

法は、行政機関や事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害があるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることを禁止しています。

例) 本人を無視して、介助者にだけ話しかける。



合理的配慮の不提供

法は、行政機関や事業者に対し、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったとき、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者については、対応に努めること）を求めています。NO!

例) 視覚障害のある人が、レストランでメニューの読み上げを依頼したが断られた。



障害があるからといって、特別扱いをするのではなく、相手の人格を尊重して接することが大切です。

視覚障害のある人に場所や物の位置を案内する場合は、時計の文字盤に例えて、「あなたの3時の方向に○○があります」など具体的に伝えましょう。



聴覚障害のある人は、緊急時のアナウンスなど、音声のみだと情報を得ることができないので、筆談などで必要な情報を伝えるようにしましょう。筆談の際は、短く要点が分かりやすい文にするよう心がけましょう。



ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。

「ヘルプマーク」とは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からず方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成したマークです。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、**思いやりのある行動**をお願いします。

